

食料・農業政策の課題

キヤノングローバル戦略研究所研究主幹
経済産業研究所・上席研究員
東京大学公共政策大学院客員教授
農学博士 山下 一仁

農政アンシャン・レジーム



1960年代：農家所得向上を名目に**米価引上げ**→ 過剰
→ **1970年減反開始**（農協反対）
→ 食管廃止後は**減反で米価維持**（農協推進）

大恐慌の際：農業・農村の全事業を実施する“**総合農協**”を政府創設
→ 戦時下に**統制団体**→ **米の集荷**のため戦後農協に衣替え
→ **高米価で発展**（米に専門農協なし）

農地改革で**自作農**（農地の**耕作者**＝**所有者**）を創設
→ **株式会社は認めない**
→ 農家以外の若者による**ベンチャー株式会社**の参入は不可

昭和のアンシャン・レジームは令和になっても継続。欧米には、それ自体が経済活動も行う政治組織はない—なぜ**価格が良くて直接支払いではだめなのですか？**組織化された農民票は、減少しても、小選挙区、一人区でa casting vote

国連“持続可能な開発目標”に反する



戦前は陸軍省に反対された減反で米価維持。

減反 = 一定の米価に相当する需要に合わせるために生産を補助金で減少

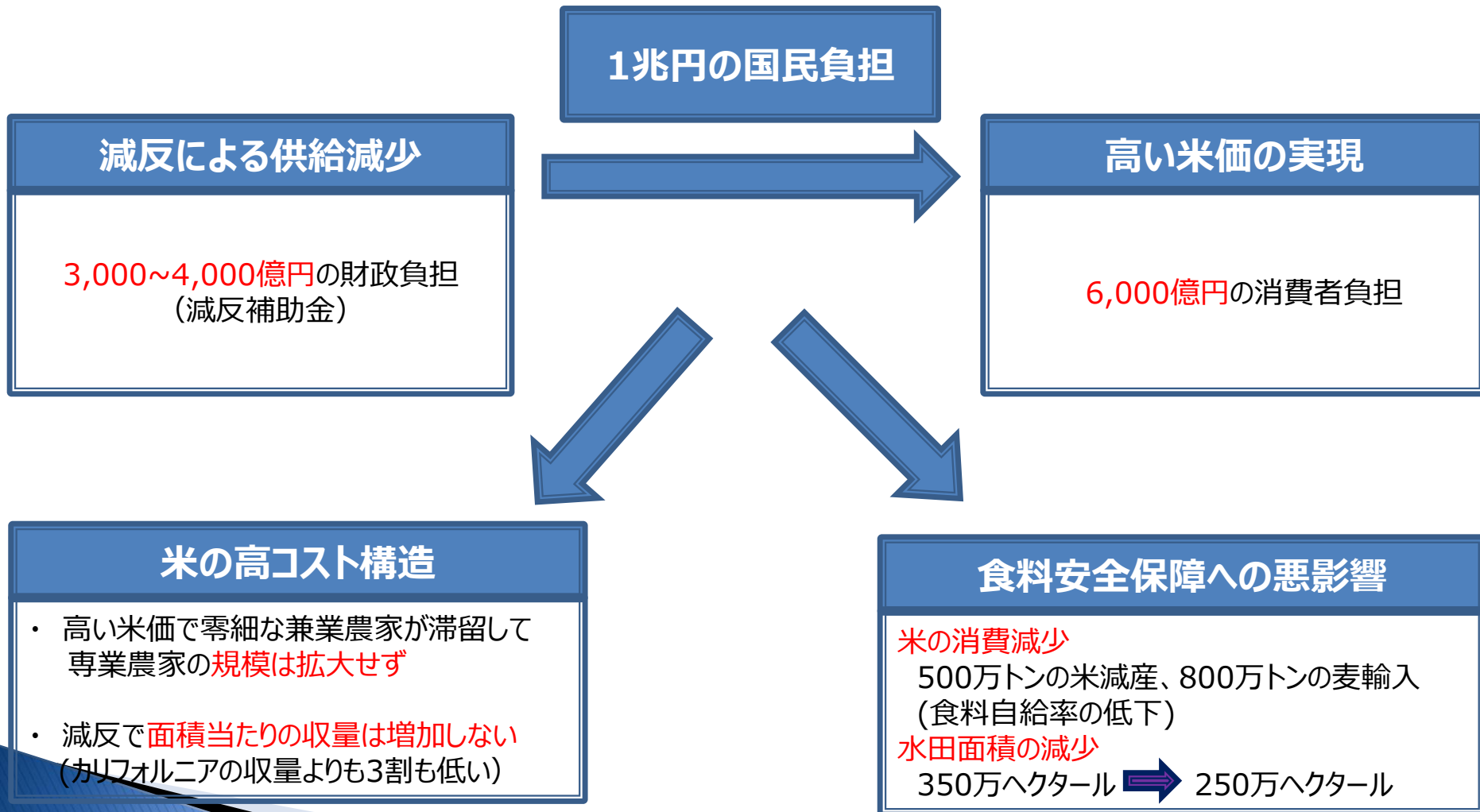
米生産量1967年1445万トン⇒2019年776万トン、来年はさらに36万トンの減産計画、水田は減反開始時1970年344万ha⇒247万ha。

減少する国内米需要に合わせて**米価を維持しようとする**と、**米生産をどんどん減少させるしかない**。JA農協はこの運動の先頭に立って旗を振る。

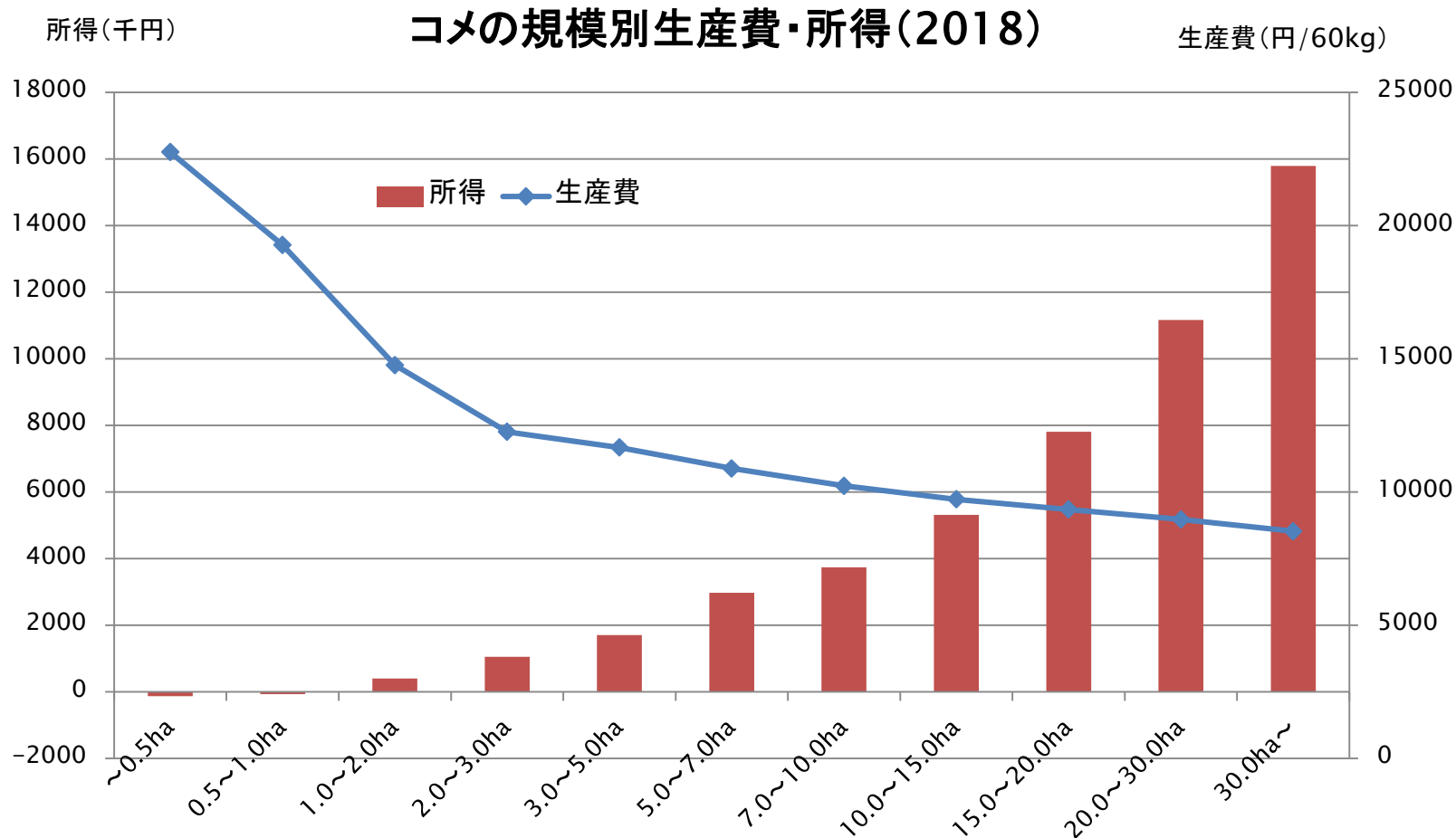
2065年に人口8808万人、高齢化率38.4%となった時、日本の米生産や水田はどうなる？

麦より**生産性が高く**、水の枯渇、土壌流出、塩害、連作障害もない**持続的農業**であり、かつ水田を水田として利用することで**多面的機能**を生む**水田・米農業を潰す減反政策を半世紀を超えて続けるのは国連“持続可能な開発目標”に反しないか？**

異常なコメ農政の構図



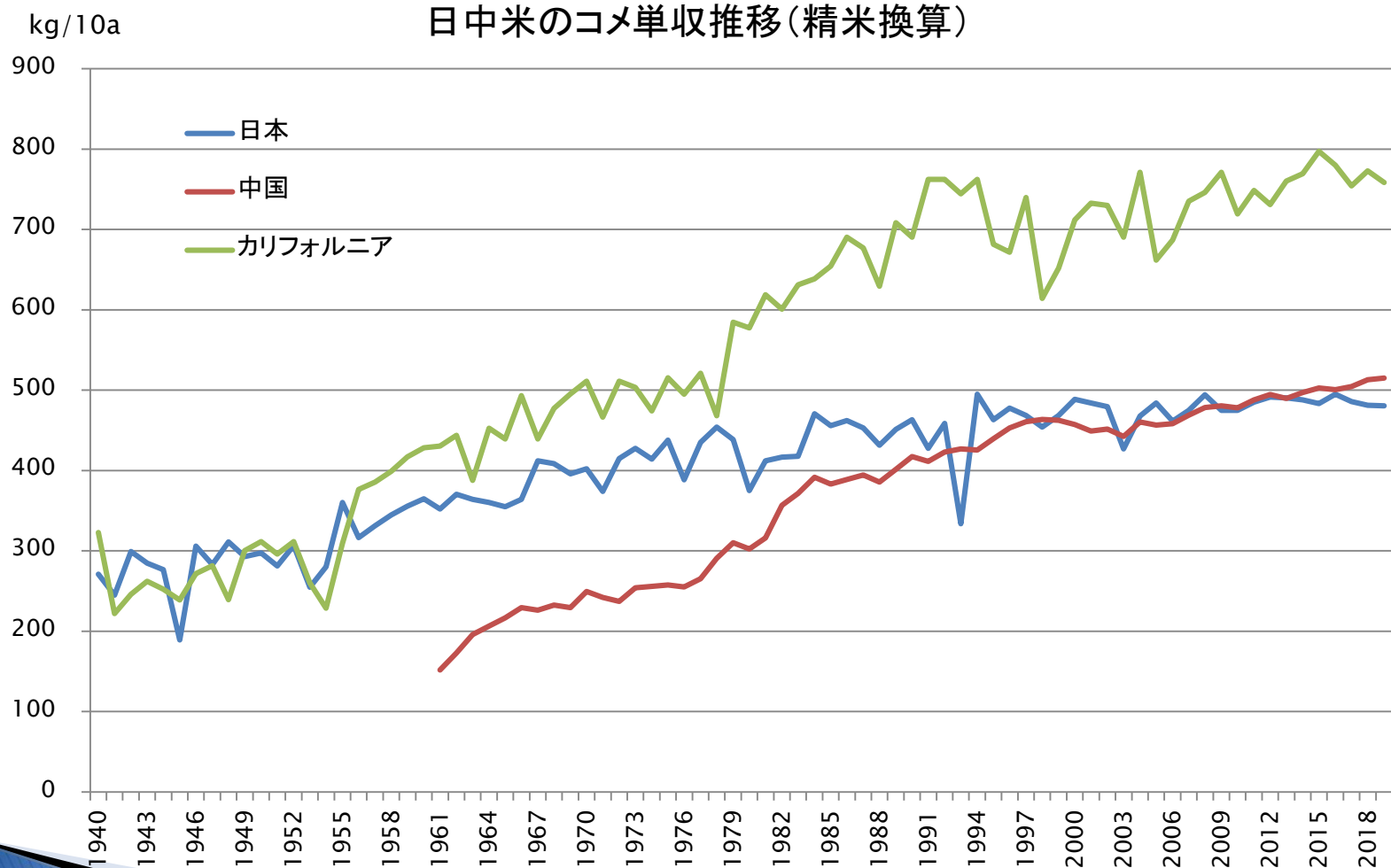
規模が大きくなるとコストは下がり所得は上昇



出典: 農林水産省「平成30年農業経営統計調査」より作成

減反で単収（生産性）向上停滞

中国にも抜かれる

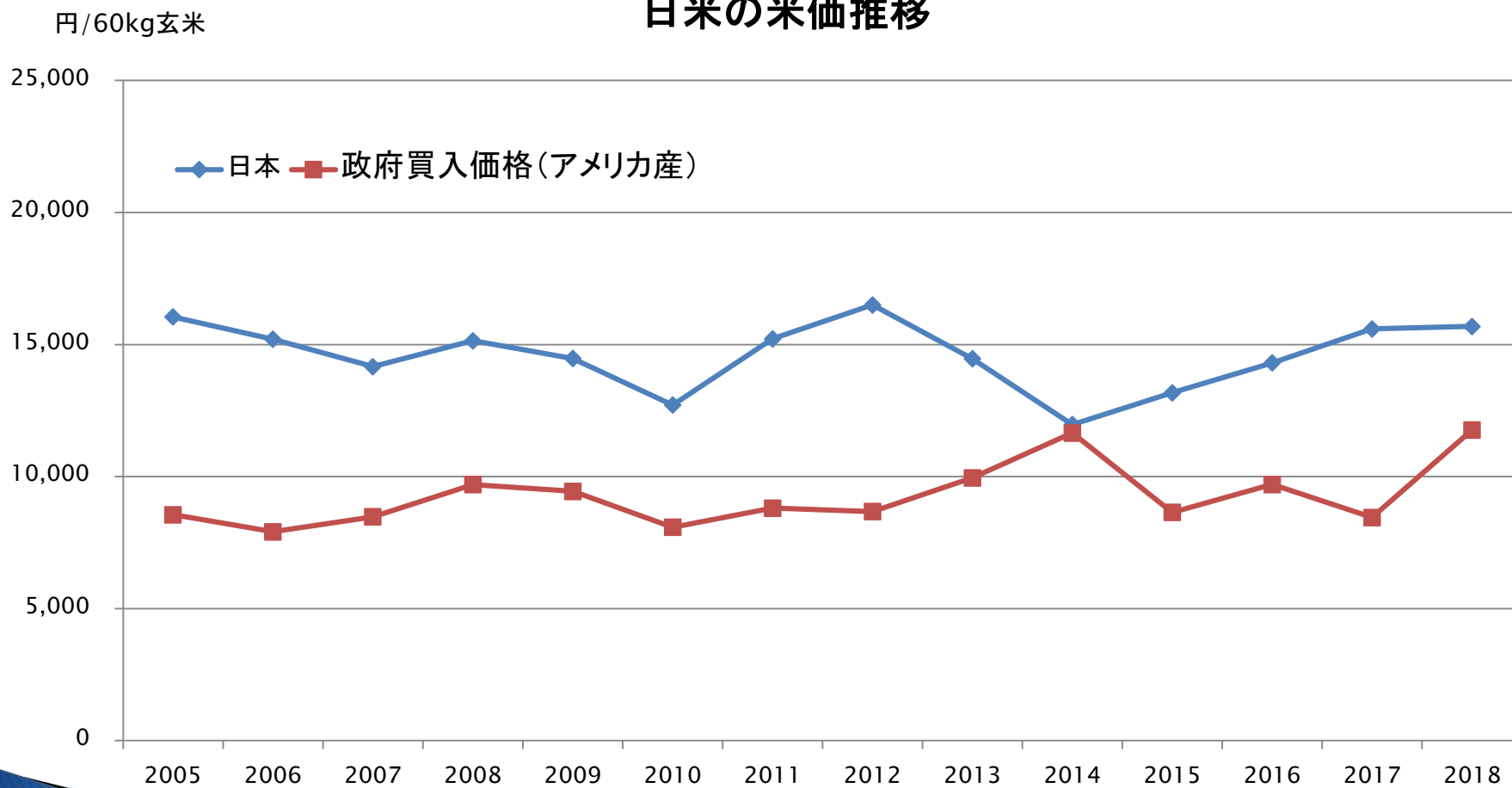


出典: FAOSTAT, USDA, 農林水産省「作況調査」より作成

米の内外価格差はいったん消えたが？

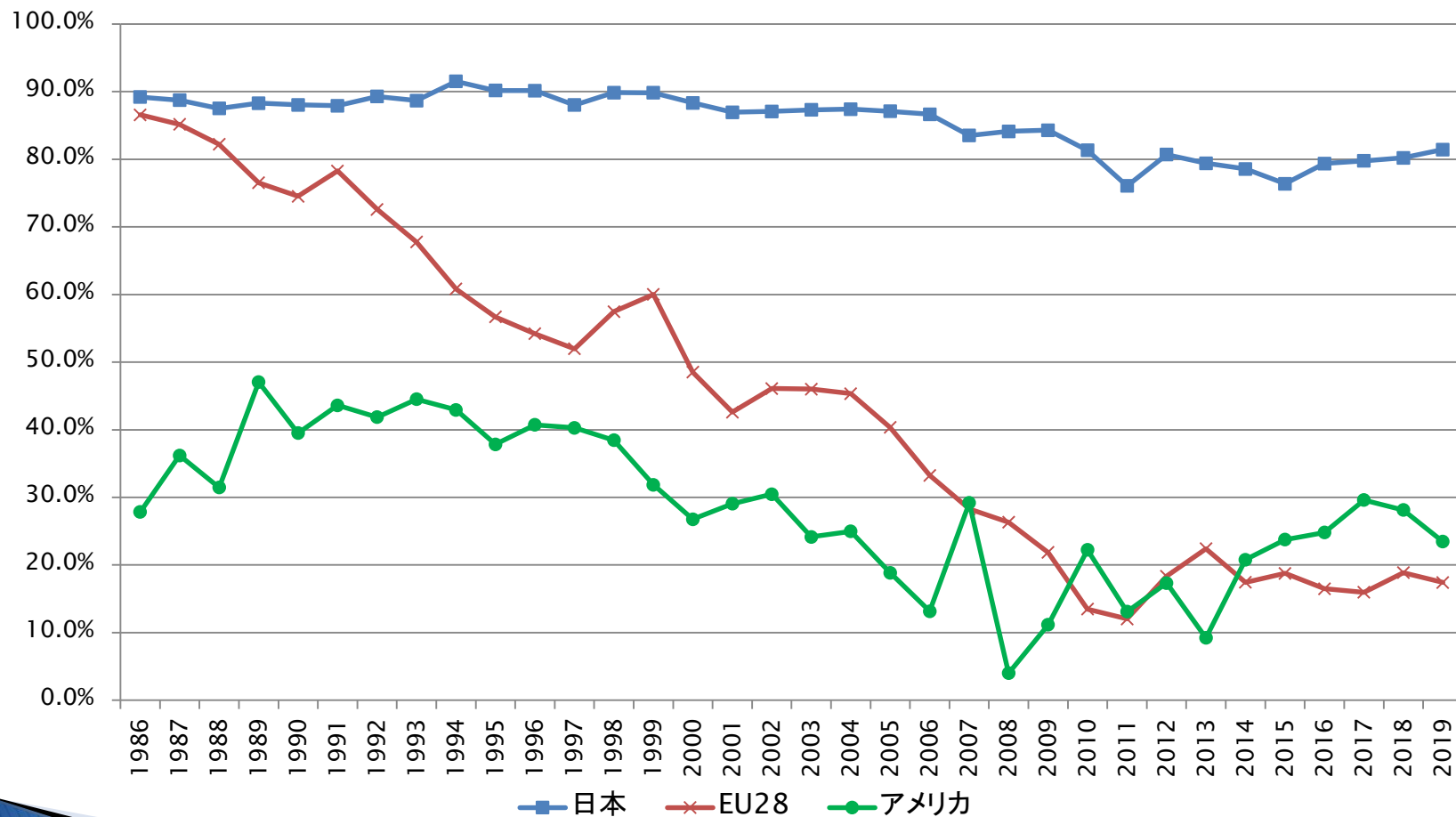


日米の米価推移



出典：農林水産省「米に関するマンスリーレポート」
「輸入米にかかるSBS結果概要」

PSE（農業保護）に占める価格支持の割合



出所: OECD Agricultural Policy Monitoring and Evaluation 2020

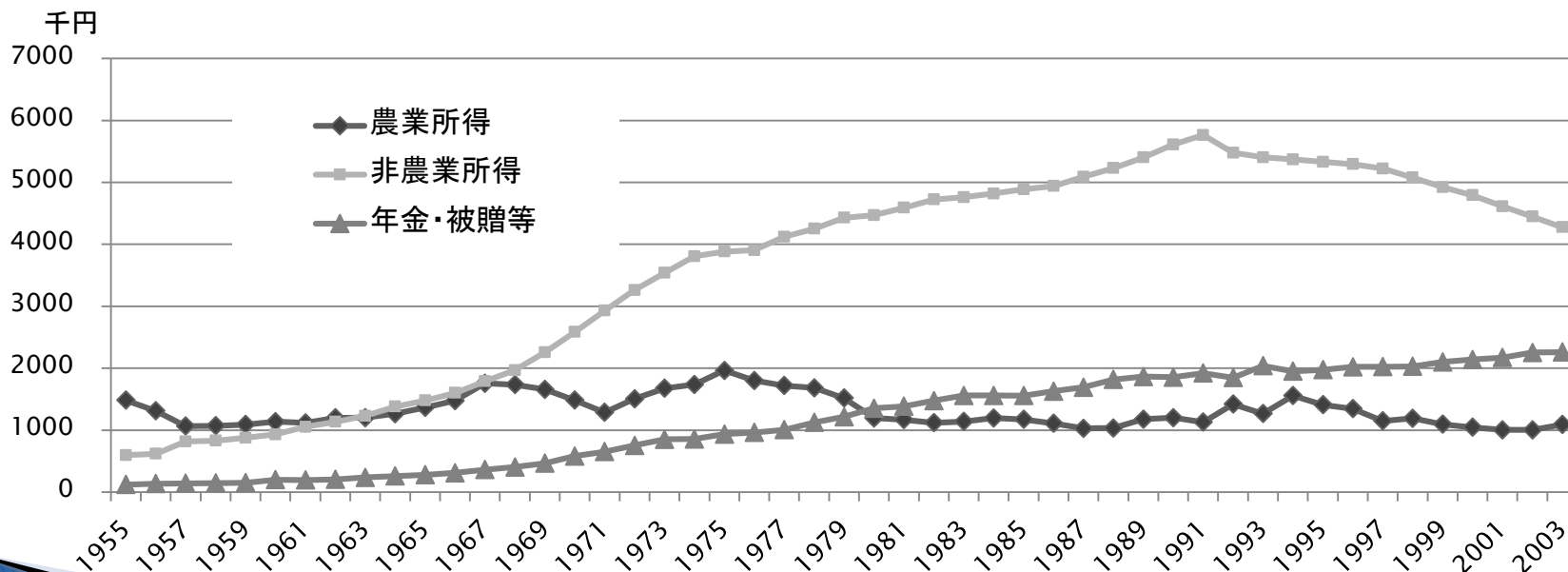
高米価で農協栄えて農業は？



我が国のあらゆる協同組合・法人の中で、**JA農協のみ**ができる**銀行、生保、損保**の兼業（当初GHQは反対、アメリカは専門農協のみ）。

准組合員という農協に認められた特殊な組合員制度。

高米価政策 + [兼業所得 + 信用事業 + 准組合員] ⇒ 預金量第二位の “まちのみんな” の J Aバンク、農協共済は“ひと・いえ・くるまの総合保障”。



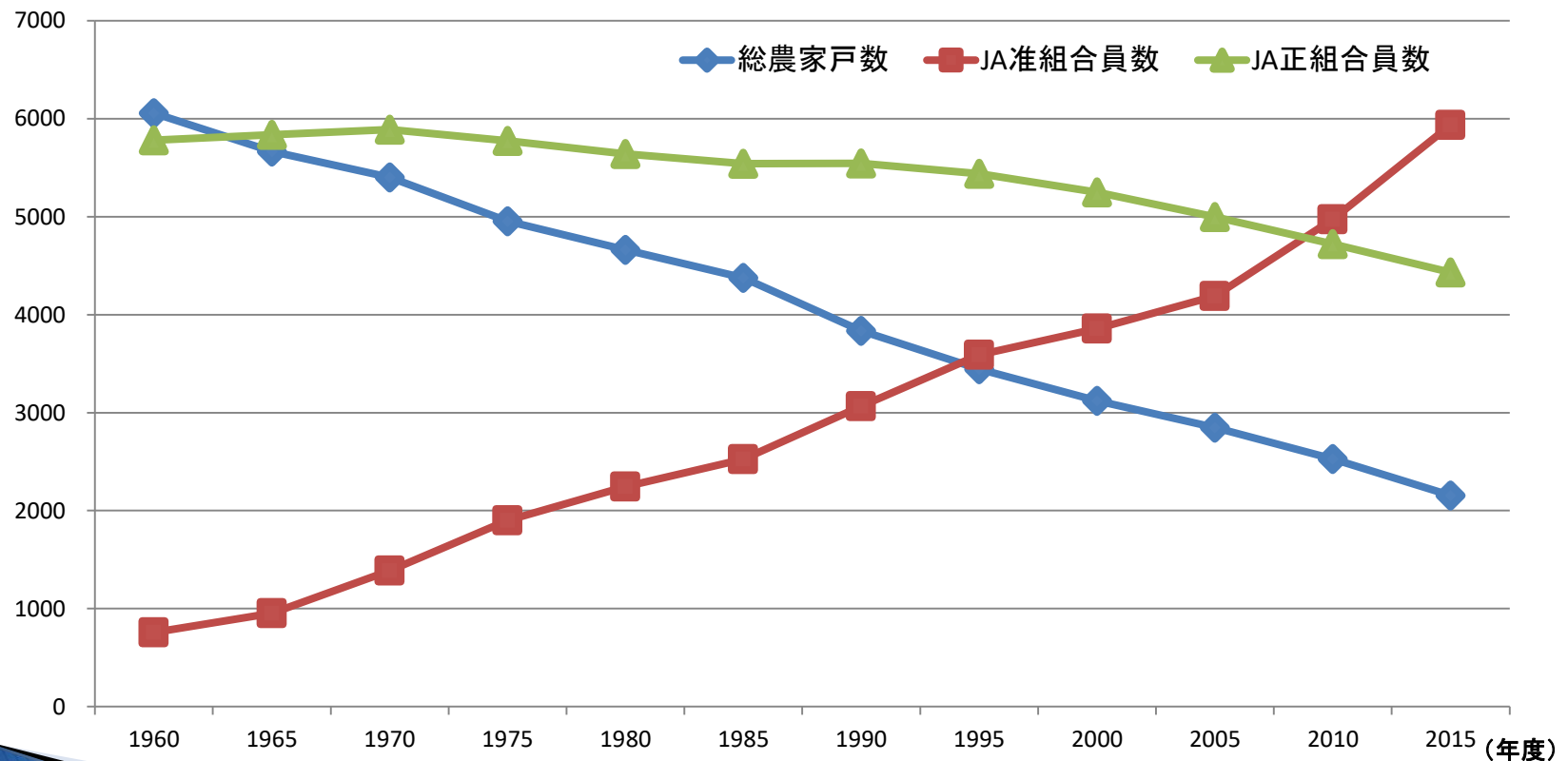
出典：農林水産省『農業経営動向統計』より作成

注：国民経済計算のGDPデフレータを用いて2005年基準の実質値とした。

総農家戸数とJA農協の正・准組合員数

JAは“農業”協同組合に非ず

(千戸、千人)



出典：農林水産省「農林業センサス」「総合農協統計表」

農協の准組合員問題（1）



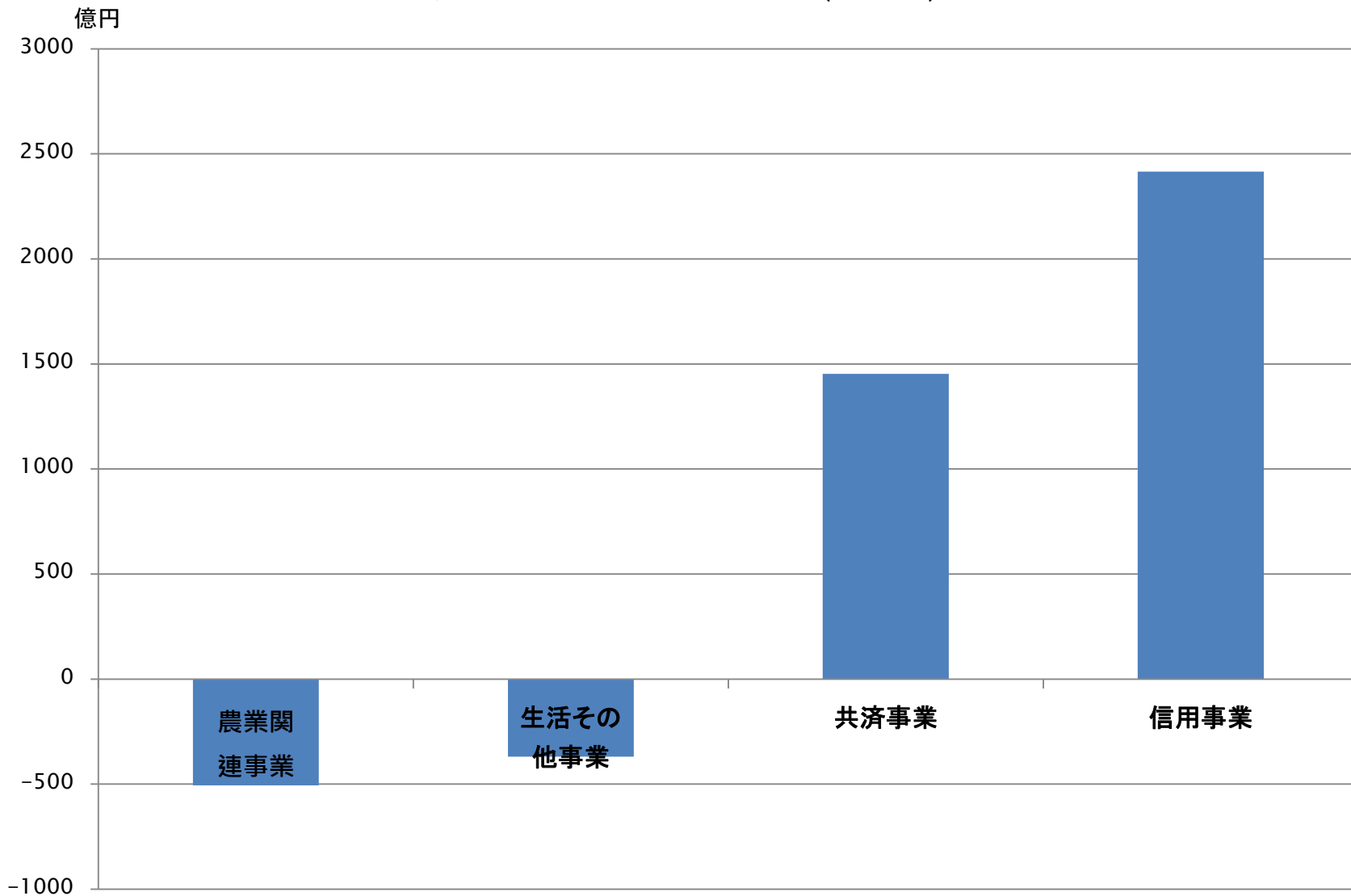
- ▶ 生協や中小企業組合には存在しない**准組合員制度**（組合を利用できるが意思決定には関与できない＝利用者が管理できない）
- ▶ **“利用者が所有し、管理し、利益を受ける”**協同組合基本原則から逸脱
- ▶ 戦後の農協法では組合員（＝農民）になれない地主を救済するため（GHQ案）。**員外利用**（農林省案）を認めれば准組合員は不要なのに、両方を認めてしまった（**立法者は将来改正が必要と認識**）
- ▶ 兼業農家等が預ける**膨大な預金**（今や**100兆円超**）の融資先（住宅ローン、車ローン）として、農協は都市生活者を准組合員として**勧誘**

農協の准組合員問題（２）



- ▶ 農協が**職能組合**であれば**准組合員は異常な制度**⇒農協改革の一環として今年**准組合員制度の見直し**を予定
- ▶ 本来、**准組合員**を持つJA農協は独禁法第22条の適用除外を受けられないので**農協法第8条**で救済→**農協法第8条廃止**
→JA農協は**准組合員制度を廃止して独禁法の適用除外か**
准組合員制度を維持して独禁法の適用かの選択を迫られる
- ▶ 現在のJAを**信用・共済事業を行う地域協同組合として再編**
(**准組合員や員外利用は正組合員に**) **農業は自主的に設立される専門農協**が担当

農協の部門別当期利益(2018)



出典:農林水産省「平成30事業年度総合農協統計表」

株式会社の農地取得問題

農地法が妨害する後継者確保



- ▶ 株式会社は宅地等に転用して儲ける、耕作放棄や産業廃棄物投棄を行うという指摘
- ▶ しかし、1961年以降今の農地面積440万haの6割に相当する280万haの農地を転用・耕作放棄したのは農家。
- ▶ 転用は農地法等で規制できるし、耕作放棄等を行うときは、今の特区制度のように、市が買い戻せばよい。農家も無断転用・耕作放棄すれば、国が地主から安価で買い取って担い手に配分すべき（“令和の農地改革”）
- ▶ 非農家出身の若者がベンチャー株式会社を作って親や友人から出資してもらい、農地を取得しようとしても認められない。他方で、農家の子弟であれば都会に住むサラリーマンでも農地を相続。農家の後継者がなくなれば農業の後継者もいなくなる。
- ▶ 抜本的な改革案は、農地法を廃止したうえで、ヨーロッパ並みの確固たるゾーニング制度の確立（フランスを見よ！）